北谷町
母子及び父子家庭等医療費助成の支給申請が**便利**になります
平成３０年２月１日から

平成３０年２月１日から県内の医療機関で受診の際に、窓口にて若草色の「資格者証（自動償還）」と「健康保険証」を提示し、医療費の支払いを済ませますと後日、口座へ助成金が振り込まれます。役場窓口での支給申請（領収書の提出）が不要になります。

1 資格申請

役場窓口で資格申請し、「北谷町母子及び父子家庭等医療費助成金受給**資格者証（自動償還）**」を受け取る。

2 受診

病院や薬局の窓口で以下のものを**毎回提示**し、医療費の自己負担分を全額支払う。

- 「**資格者証（自動償還）**」
- 「健康保険証」

3 助成金の受け取り

診療月の翌々月の最終木曜日に指定された口座へ自動的に助成金が振り込まれます。

北谷町
母子及び父子家庭等医療費助成金**受給資格者証（自動償還）**

事業番号		受給者番号			
対象者	フリガナ	チャタン　タロウ		続柄	性別
	氏名	北谷　太郎		子	男
	生年月日	平成　年　月　日			
受給者	フリガナ	チャタン　ハナコ			性別
	氏名	北谷　花子			女
	住所				
加入保険	被保険者氏名	北谷　花子			
	保険者名称	北谷町国民健康保険			
資格取得日					
資格対象期間	外来	年　月　日　から 年　月　日　まで			
	入院	年　月　日　から 年　月　日　まで			

年　月　日

沖縄県中頭郡北谷町長　印

ご注意ください

以下の場合は、北谷町役場子ども家庭課にて領収書と印鑑を持参の上、支給申請を行ってください。

① 平成３０年２月１日以前に受診された場合
② 医療機関窓口で「**資格者証（自動償還）**」を提示しなかった場合
③ 「**資格者証（自動償還）**」に対応していない医療機関（鍼灸・整骨院等）や県外の医療機関を受診した場合
④ 医療費の自己負担額に未払いがある場合
⑤ 補装具等の自費払いがある場合
⑥ 同月、同医療機関で自己負担額が 21,000 円を超える場合は、高額療養費等の確認のため役場窓口で手続きが必要な場合や、支給が遅れる場合があります。

お問い合わせ先
北谷町役場　子ども家庭課　子育て支援係
電話　０９８－９３６－１２３４

北谷町母子及び父子家庭等医療費助成事業について

１（対象者）

・母子家庭の「母」と「児童」

・父子家庭の「父」と「児童」

・養育者が養育する父母のいない「児童」

※「児童」…１８歳に達した年度末まで。中学卒業まではこども医療費助成の対象です。

２（助成範囲）

保険医療機関等における療養に要する費用の額から保険給付、他法負担、一部負担金及び保険者が給付する附加給付を控除した額を助成します。

３（助成の対象とならないもの）

保険「外」診療のもの	健診、予防接種、文書料、容器代、入院時差額ベット代等
学校等で加入している災害共済給付の対象となるもの	学校、保育園等でのケガや疾病
その他	・他の公費負担の対象となる医療費 ・交通事故等の賠償として支払われる医療費 ・初診時特定療養費

４（自己負担額）

１，０００円…１人１月１保険医療機関につき。

５（届出）

氏名・住所・医療保険・口座の変更、婚姻や児童が１８歳になった後の３月３１日に到達しましたら届け出が必要です。

６（支給申請）

ア　「資格者証（自動償還）」を医療機関窓口で提示したとき

受診時、医療機関窓口にて「資格者証（自動償還）」と「健康保険証」を提示し、医療費の支払いを済ませます。受診された翌々月の最終木曜日に口座振込により支給します。

イ　「資格者証（自動償還）」を医療機関で提示しなかったとき

役場窓口で支給申請を行います。診療月の「翌月以降」、「２年以内」に申請してください。

【必要なもの】

・領収書　…　受診者名、保険診療点数、診療年月日、自己負担額、発行者印のある原本

※　薬局と病院の領収書は一緒に申請してください。

※　一度提出された領収書はお返しいたしません。

・印鑑　　…　ゴム印不可

・受給資格者証、保険証